

石狩市請負工事成績評定の改正概要について

1. 評価内容の明確化
2. 評定配分の変更

請負工事成績評定要領改正のアウトライン

1. 評価内容の明確化

審査項目別採点基準表の判断しづらい表現について、できる限り具体的に示すとともに、評価項目について全体を通して統一し、よりわかりやすくする。また、審査項目を評価者ごとに再整理・細分化することで、より客観的で統一した評定を行う。

1-1 あいまいな表現の明確化

現行【工事監督員】（例示）			
審査項目	A	B	C
施工体制	体制が万全であり適材適所に人員が配置されていた。	Aに至らないがAに <u>近い場合</u> 。	他の事項に該当しない場合。



改正後【工事監督員】（例示）	
審査項目	評価値の該当項目比率で評価 90%以上…A 80%以上90%未満…B 80%未満…C
施工体制	<input type="checkbox"/> 施工計画書（変更計画書を含む）を工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書と現場の施工体制が一致している。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図（全ての工事を対象）が整備され、施工体制図も現場に掲げられている。

請負工事成績評定要領改正のアウトライン

1-2 評価者及び評価項目の再整理及び細分化

現行【工事成績考査項目】			
項目	監督員	監督員の上司	検査員
施工体制一般	○	○	
現場代理人	○		
主任(監理)技術者	○		
施工状況一般	○		○
工程管理	○	○	
安全管理	○	○	
対外関係	○		
でき形			○
品質			○
できばえ			○
施行条件・条件による割増	○		



改正後【工事成績考査項目】			
項目	監督員	監督員の上司	検査員
施工体制一般	○		
配置技術者	○		
施工管理	○		○
工程管理	○	○	
安全対策	○	○	
対外関係	○		
出来形	○		○
品質	○		○
出来ばえ			○
施工条件等への対応		○	
創意工夫	○		
地域への貢献等		○	

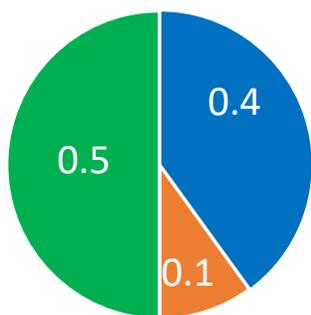
請負工事成績評定要領改正のアウトライン

2. 評定配分の変更

現行の配分比率は、「監督員」40%、「監督員の上司」が10%、「検査員」が50%となっていることから、「監督員の上司」の評定配分比率がほかの比率に比べ低い状況となっている。

今回の改正により細分化した考査項目の一部を「監督員の上司」の評定項目とするとともに、北海道建設部の評定配分比率を基に、監督員40%、監督員の上司20%、検査員40%に設定する。

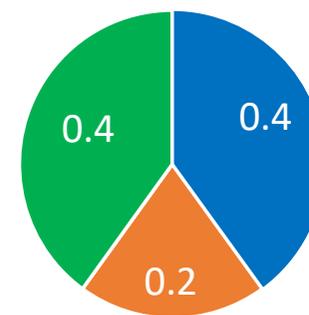
現行



■ 監督員 ■ 監督員の上司 ■ 検査員



改正



■ 監督員 ■ 監督員の上司 ■ 検査員

石狩市設計等委託業務成績評定の改正概要について

1. 評価内容の明確化
2. 評定配分の変更
3. 評定結果の通知を追加

設計等委託業務成績評定要領改正のアウトライン

1. 評価内容の明確化

審査項目別採点基準表の判断しづらい表現について、できる限り具体的に示すとともに、評価項目について全体を通して統一し、よりわかりやすくする。また、これまでの加点評価から、基準点を設け加点減点評価に変更し、審査項目を評価者ごとに再整理することで、より客観的で統一した評定を行う。

1-1 あいまいな表現の明確化

現行【設計業務】（例示）			
審査項目	A	B	C
実施計画・業務の理解	内容を <u>十分理解把握</u>	内容を <u>適切</u> に把握	内容を <u>適度</u> に把握



改正後【設計業務】（例示）	
審査項目	評価値の該当項目比率で評価 90%以上…A 70%以上90%未満…B 70%未満…C
実施能力の評価・実施体制と施工計画	<input type="checkbox"/> 業務に必要な技術基準等が十分に理解されている <input type="checkbox"/> 受託者は契約図書に基づき業務の技術上の管理を適切に行っている <input type="checkbox"/> 受託者は設計図書に基づき適正に業務を実施している

設計等委託業務成績評定要領改正のアウトライン

1-2 評価方法の変更

現行【設計業務】	
調査員	最低点60点に対し加点評価
調査員の上司	「調査員の評価点」に対し項目別に±5点の評価
検査員	最低点60点に対し加点評価



改正後【設計業務】	
調査員	基準点を60点に設定し、項目別に基準点に対し加点減点を行い評価
調査員の上司	
検査員	

1-3 評価者及び評価項目の再整理

現行【設計業務】				
項目	調査員	調査員の上司	項目	検査員
業務の理解	○	○	業務の理解	○
事前準備	○	○		
打合せ協議(実施計画)	○	○	打合せ協議	○
業務実施計画	○	○		
打合せ協議(遂行)	○	○	業務管理	○
日程管理	○	○		
照査	○	○	技術力	○
技術力	○	○		
目的達成	○	○	とりまとめ	○
成果品	○	○		



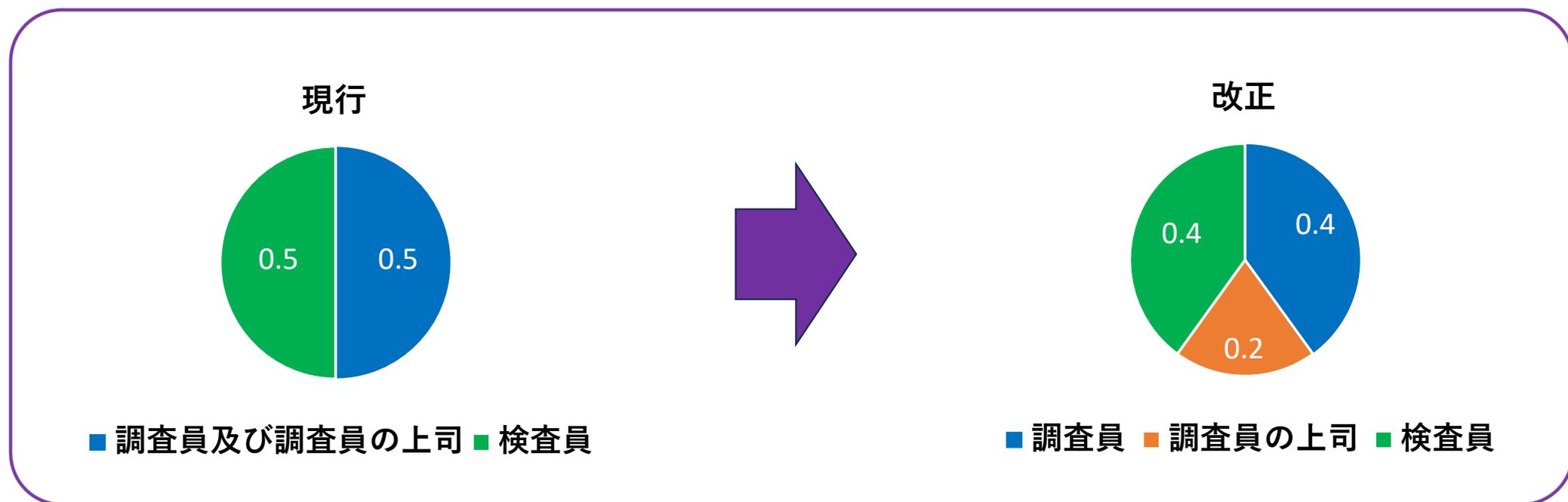
改正後【設計業務】			
項目	調査員	調査員の上司	検査員
実施体制	○	○	○
執行管理	○		
品質管理	○		○
業務特性		○	
創意工夫	○		
説明調整能力	○		
責任感・積極性		○	
成果物の品質	○		○

設計等委託業務成績評定要領改正のアウトライン

2. 評定配分の変更

現行の配分比率は、「調査員及び調査員の上司」が50%、「検査員」が50%となっており、また、「調査員の上司」の評定配分比率が不明確となっている。

今回の改正により「調査員の上司」の評定項目をできる限り具体的な表現にすることで評定方法を明確にするとともに、北海道建設部の評定配分比率を基に、調査員40%、調査員の上司20%、検査員40%に設定する。



設計等委託業務成績評定要領改正のアウトライン

3. 評定結果の通知を追加

現行では評定結果を受託者に対し通知する規程がなく、また、「設計委託業務」において「二次評価」を行う規定となっているが、工事目的物完成までに数年間を要することなどから失念してしまう傾向がある。

今回の改正により、「評定結果の通知」の追加と「二次評定の廃止」を行う。

3-1 評価結果の通知を追加

追加理由〈通知、及び評価内容の説明〉

発注者は、**【法的な責務】**として、手続の透明性及び公正性の確保に努めるため、受託者に対し評定結果の通知を行うとともにその評定内容に対する説明を求められた場合は速やかに回答しなければならない。

【法的な責務】公共工事の品質確保の促進に関する法律

第7条（発注者の責務）

工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を適切に実施しなければならない。

3-2 二次評定の廃止

廃止理由**【設計委託業務】**

道路工事完成までに数年を要するため工事完成物が経年変化してしまい評価方法もあいまいであることから、適正な評定が困難であり、数年後となる受託者に対する二次評定結果の通知についても機を逸していることから廃止する。